八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱

令 和 4 年 3 月 9 日 教育委員会要綱第 4 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡浜市文化会館及び八幡浜市民文化活動センター(以下「文化会館等」という。)を活用して、住民が企画及び立案の上、自主運営する文化事業を支援することを目的として、予算の範囲内において八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、八幡 浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と共催するものであって、文 化会館等を活用して入場料金を徴収するもののうち、次に掲げる事業とする。
 - (1) 音楽
 - (2) 舞踊
 - (3) 演劇
 - (4) 人形劇
 - (5) 古典芸能
 - (6) 寄席
 - (7) 映画
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象 事業としない。
 - (1) 他の助成、補助等の制度を利用している事業
 - (2) 法令又は公序良俗に反する事業
 - (3) 政治、思想又は宗教に関する活動を目的とする事業
 - (4) 特定の個人又は団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
 - (5) 反社会的な活動を行うと認められる団体と関係がある事業 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市内に在住し、又は勤務する個人
 - イ 市内に所在する団体又はグループ
- (2) 事業の実施に当たって幅広く住民に呼びかけ、実行委員会を組織しているものであること。
- (3) 事業の実施に当たって、この要綱に基づく補助金以外に、国、市若しくは他の地方公共団体又は金融機関その他の機関による助成又は補助等の制度に基づく金銭を既に受給し、又は受給しようとするものでないこと。
- (4) 八幡浜市暴力団排除条例(平成23年条例第37号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助 対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費から入場料、寄附金その他の収入を控除した金額の範囲内とし、1事業につき1年度当たり25万円を上限とする。ただし、当該事業の内容が、先導的、先駆的及び発展的な文化事業の場合その他、第1条に規定する補助金の交付に係る趣旨に照らして極めて有益であると認める場合は、予算額の範囲内で認める額とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき は、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、 事業を実施しようとする日が属する年度の5月31日までに八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、予算の範囲内において、この期限を経過した後も申請を受け付けることができるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその 内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定 し、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助事業の変更及び中止)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の 内容に重要な変更がある場合は、あらかじめ八幡浜市文化事業企画プロデュース補助事業変更・中止承認申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その 承認を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項に規定する申請書を受理したときは、前条の規定を準用 して、当該申請をした補助事業者に対して変更又は中止に係る承認を通知する。 (補助事業の実績報告)
- 第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかに八幡浜市文化事業企画プロデュース事業実績報告書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 教育委員会は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

- 第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金精算払請求書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。
 - (補助金の交付)
- 第12条 教育委員会は、前条に規定する精算払請求書を受理したときは、補助 金を交付する。

(補助金の概算払)

- 第13条 教育委員会は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と 認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。
- 2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、八幡浜市文化事業 企画プロデュース補助金概算払請求書(様式第7号)を教育委員会に提出しな

ければならない。

- 3 前条の規定は、前項に規定する請求書が提出された場合について準用する。 この場合において、同条中「前条」とあるのは「第13条第2項」と、「精算 払請求書」とあるのは「概算払請求書」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残金が生じた場合は、当該残金を全て教育委員会に返還しなければならない。 (助言及び指導)
- 第14条 この事業の実施に当たって、教育委員会は実行委員会に対し必要な助 言及び指導を行うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第15条 教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該補助事業者に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (3) 第3条に規定する補助対象者の要件を充足しなくなったとき。
- 2 前項の場合において、既に交付した補助金があるときは、教育委員会は、当該交付を受けた者に対し、期限を定めて当該交付した補助金の返還を求めることができる。

(関係書類の保管)

- 第16条 補助事業者は、補助事業等に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備 し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。 (その他)
- 第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 - (八幡浜市文化会館企画プロデュース事業実施要綱の廃止)
- 2 八幡浜市文化会館企画プロデュース事業実施要綱(平成17年教育委員会要 綱第3号)は、廃止する。

別表 (第4条関係)

区分	主なもの
報償費	出演者謝礼 等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
委託料	公演委託料、会場設営委託料、警備委託料 等
使用料及び賃借料	機械機器等の借上料等
原材料費	諸材料費
その他経費	教育委員会が特に必要と認める経費

年 月 日

八幡浜市教育委員会 様

(申請者) 住 実行委員会名 代表者名 電話番号

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金交付申請書

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

円

- 1 事業名
- 2 補助金交付申請額 金
- 3 事業内容

添付書類

- ①事業計画書(様式第1号別紙1)
- ②収支予算書(様式第1号別紙2)
- ③その他、必要と認める書類

事業計画書

事業名						
期間	年	月	日 ~	年	月	日
目的						
内 容 (詳細を記載し てください。)						
効果						

計

収 支 予 算 書

(1)	収入の部					(単位:円)
	区	分	予	算	額	摘要(積算基礎等)

(2) 支出の部 (単位:円)

区	分	予	算	額	摘要(積算基礎等)
計	•				

 第
 号

 年
 月

 日

様

八幡浜市教育委員会

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付申請のあった事業について、八幡浜 市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付 して交付することを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付の条件及び指示

年 月 日

八幡浜市教育委員会 様

(申請者) 住 実行委員会名 代表者名 電話番号

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金(変更・中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり(変更・中止)したいので、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更内容
- 3 変更・中止理由

添付書類

変更計画書

年 月 日

八幡浜市教育委員会 様

(申請者) 住 実行委員会名 代表者名 電話番号

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた下記の事業が完了したので、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

円

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 金
- 3 事業実績報告

添付書類

- ①収支決算書(様式第4号別紙)
- ②領収証(写し)
- ③その他参考となる書類

収支決算書

(1) 収入の部 (単位:円)

区	分	予	算	額	決	算	額	差引増減額	摘	要
										_
計	•									

(2) 支出の部 (単位:円)

区	分	予	算	額	決	算	額	差引増減額	摘	要
計									_	-

 第
 号

 年
 月

 日

様

八幡浜市教育委員会

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった事業については、八幡浜市文化事業 企画プロデュース補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の 額を確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金確定額 金 円

八幡浜市教育委員会 様

(申 請 者)

Ŧ

住 所

実行委員会名

代表者名

電話番号

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知のあった事業について、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付を請求します。

記

1 内 訳

交付決定通知額 金 円

概算払受領済額 金 円

今回請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	支店名等	種別	口座番号	口座名義人(カナ)
銀行	Ţ	当座		
金儿	支店 支店	ヨ座		
組~	支所 支所	普通		
農	力力	育理		

八幡浜市教育委員会 様

(申 請 者)

Ŧ

住 所

実行委員会名

代表者名

電話番号

八幡浜市文化事業企画プロデュース 補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定通知のあった下記の事業について、八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の概算払を請求します。

記

- 1 概算払が必要な理由
- 2 内 訳

 交付決定通知額
 金
 円

 概算払受領済額
 金
 円

 今回請求額
 金
 円

残額 金 円

3 振込先

金融機関名	支店名等	種別	口座番号	口座名義人(カナ)
銀行		业		
金庫	支店	当座		
組合	支所	普通		
農協		音地		